

# 認知症の人が起こした事故に関する救済制度のモデル

|   |                       | タイプ1<br>(責任能力の有無を問わずに救済)                                   |                                     | タイプ2<br>(賠償責任を負う者がいない場合を救済)                              |                                     |  |                                     | タイプ3<br>(親族等が賠償責任を負う場合を救済)   |  |         |  |         |  |
|---|-----------------------|--|-------------------------------------|--|-------------------------------------|--|-------------------------------------|--|--|---------|--|---------|--|
| a | 責任関係                  | 加害当事者である認知症本人の責任の有無を問わず、認知症の人による加害事案を対象とする場合               |                                     | 加害当事者である認知症本人が賠償責任を負わず、親族なども賠償責任を負わない場合                  |                                     |  |                                     | 加害当事者である認知症本人は賠償責任を負わないが、親族などが賠償責任を負う場合  |  |         |  |         |  |
| b | 認知症の人の日常生活自立度判定基準(※1) | 判定Ⅰ以上の認知症の人  |                                     | 判定Ⅲ以上の認知症の人<br>(判定Ⅲ以上は法律上の責任を負わないと仮定)                    |                                     | 判定Ⅳ以上の認知症の人<br>(判定Ⅳ以上は法律上の責任を負わないと仮定)                  |                                     | ○ JR東海事件<br>地裁判決(H25.8月):約720万円<br>高裁判決(H26.4月):約360万円<br>平成19年、当時91才の高齢者が駅のホームから線路に降りて電車と接触して死亡。JR東海が家族に対し電車の運休や遅延に関する損害賠償を求めた事件。<br>最高裁判決(H28.3月)では、家族の賠償責任は認められなかった。<br><br>○ 熊本・ガス等漏出致傷事件<br>地裁判決(H23.2月):約190万円<br>平成20年2月、精神障害のある妻が台所のガスコンロのゴム管を離脱させ室内にガスが充満し爆発炎上する事故が発生した際、同じ建物に住む住人が避難のため飛び降りて重傷を負った事件につき、監督義務者である夫に損害賠償を求めた事件。<br>高裁判決(H24.3月)では夫の賠償責任は棄却された。<br><br>○ 心神喪失者による殺人事件<br>高裁判決(H18.10月):約7,374万円<br>統合失調症を罹患していた20才の男性が女性を殺害した事件について、父親に対して監督義務者として監督責任を認めた事件<br>(犯罪被害給付制度関連と史料) |  |         |  |         |  |
| c | 年間推計発生件数(※2)          | 死亡事案: 2.9件<br>傷病事案: 104.9件<br>財物損害: 290.0件<br>事案合計: 397.8件 |                                     | 死亡事案: 0.8件<br>傷病事案: 28.7件<br>財物損害: 79.5件<br>事案合計: 109.0件 |                                     | 死亡事案: 0.2件<br>傷病事案: 6.3件<br>財物損害: 17.4件<br>事案合計: 23.9件 |                                     |  |  |         |  |         |  |
| d | 給付パターン                | パターンA(実損)  | パターンB(定額)                           | パターンA(実損)  | パターンB(定額)                           | パターンA(実損)  | パターンB(定額)                           |  |  |         |  |         |  |
| e | 給付金推計単価(※3)           | 死亡: 5,760万円<br>傷病: 180万円<br>財物: 58万円                       | 死亡: 3,000万円<br>傷病: 120万円<br>財物: 5万円 | 死亡: 5,760万円<br>傷病: 180万円<br>財物: 58万円                     | 死亡: 3,000万円<br>傷病: 120万円<br>財物: 5万円 | 死亡: 5,760万円<br>傷病: 180万円<br>財物: 58万円                   | 死亡: 3,000万円<br>傷病: 120万円<br>財物: 5万円 |  |  |         |  |         |  |
| f | 年間給付合計金額(推計)<br>c×e=f | 5億2,406万円  |                                     | 2億2,738万円  |                                     | 1億4,385万円  |                                     | 6,241万円  |  | 3,295万円 |  | 1,443万円 |  |

※1 <認知症の人の日常生活自立度判定基準> 平成27年3月末 神戸市 60,885人  
 I 何らかの認知症を有するが日常生活は家庭内および社会的にほぼ自立している。(18,974人)  
 II 日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。(25,252人)  
 III 日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする。(13,026人)  
 IV 日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。(3,087人)  
 M 著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。(546人)  
  
 ※ 日常生活自立度判定基準とは・・・厚生労働省が定めた介護保険制度における要介護度を判定する上で設定された基準のひとつ。意思疎通の程度、見られる症状・行動に着目して、日常生活の自立の程度をランク分けすることで評価するもの。

※3 <給付金推計単価>  
 ○給付パターンA(実損方式)  
 自賠責保険、自動車対人賠償保険(任意)、自動車人身傷害保険(任意)の一件あたりの平均支払金額を基に試算  
 ○給付パターンB(定額方式)  
 死亡給付金: 自賠責保険の死亡保険金額限度額と同額(3,000万円)  
 傷病給付金: 犯罪被害給付制度の重傷病給付金の限度額(120万円)  
 財物損害: 見舞金相当として設定(5万円)  
  
 ※犯罪被害給付制度は障害給付金あり(最高額約4,000万円)

※2 <年間推計発生件数> ※運用等を考慮せず単純推計した件数  
 ① 法務省「犯罪白書(平成28年版)」による刑法犯認知件数から65才以上の全国の件数を推計(223,994件)  
 ② 総務省「平成27年国勢調査」データによる人口比較(1.2%)により、①のうち神戸市単独の件数を推計(2,687.9件)  
 ③ ②のうち、神戸市の「65才以上の認知症自立度判定基準別統計(平成27年3月末)」により、市内の65才以上の人のうち認知症の人の割合(14.8%)により、タイプ1の総件数を推計(397.8件)  
 ④ タイプ2は、③のうち認知症自立度Ⅲ以上(27.4%)、またはⅣ以上(6.0%)の人それぞれの人口比率で件数を推計(Ⅲ以上:109.0件、Ⅳ以上:23.9件)  
 ⑤ cの被害別の内訳は、犯罪白書の罪名別の検挙件数などのデータを用いて、死亡(0.7%)、傷病(26.4%)、財物損害(72.9%)の割合から各タイプ別の件数内訳を推計